

## 資料

- 資料 1 神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会設置要綱
- 資料 2 構成員
- 資料 3 会議開催期間
- 資料 4 神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ 概要
- 資料 5 神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ
- 資料 6 神奈川の特特別支援学校

## 資料 1

### 神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 インクルーシブ教育の進展を踏まえた中で、今後の特例支援教育のあり方について、専門技術的な視点から現状と課題を整理するとともに、県における特例支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的とし、神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2条 検討会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 神奈川県の特例支援教育の現状把握と課題の整理に関すること
- (2) 神奈川県の今後の特例支援教育の方向性に関すること
  - ア 特例支援学校の整備のあり方について
  - イ 医療的ケアのあり方について
  - ウ 特例支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について
- (3) その他、必要とされること

#### (設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成32年3月31日までとする。

#### (構成員)

第4条 検討会は、特例支援教育に関する学識経験を有する者等から選定した16名とし、別表に掲げる者により構成する。

- 2 構成員（以下「委員」という。）の選任期間は、会議設置の日から平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 検討会に、会長及び副会長を置く。
- 4 検討会の会長及び副会長は、委員の互選による。
- 5 会長は会議の議長を務め、検討会を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、または事故があったとき、その職務を代行する。
- 7 検討会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 任期の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 検討会には、作業部会を置く。
- 4 作業部会は、別表に掲げる者により構成する。ただし、検討内容に応じて、必要な者のみを構成員とすることができる。また、必要と認めるときは、構成員以外の者を作業部会に加えることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、教育局支援部特別支援教育課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

別表

検討会

(1) 学識経験者
(2) 医療関係者
(3) 福祉関係者
(4) PTA 関係者
(5) 学校関係者
(6) 行政関係者

作業部会

(1) 学識経験者
(2) 医療関係者
(3) 学校関係者
(4) 行政関係者

## 資料2 構成員

【令和元年度】◎会長 ○副会長

	氏名	所属、役職	区分
1	◎渡部 匡隆	横浜国立大学教職大学院 教授	学識経験者
2	○田村 順一	帝京大学教職大学院 教授	学識経験者
3	江川 文誠	社会福祉法人三篠会ソレイユ川崎 施設長	医療関係者
4	成田 裕子	特定非営利活動法人 フュージョンコム かながわ・県肢体不自由児協会 理事長	福祉関係者
5	上田 美明	神奈川県特別支援学校 肢体不自由教育校 PTA 連合会 会長	P T A 代表
6	飯田 ひろみ	神奈川県特別支援学校 知的障害教育校 PTA 連合会 会長	P T A 代表
7	廣瀬 忠明	神奈川県立湘南養護学校 校長	県立学校長会議特別支援学校部会教育課題研究会
8	礒部 恒雄	神奈川県立中原養護学校 校長	県立学校長会議特別支援学校部会教育課題研究会
9	野村 泰弘	神奈川県立綾瀬西高等学校 校長	県立学校長会議支援教育研究会
10	須山 次郎	横浜市教育委員会事務局学校教育企画部 特別支援教育課 課長	
11	稲葉 武	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 担当課長	
12	篠原 真	相模原市教育委員会教育局学校教育部学校教育課 課長	
13	富澤 真由美	横須賀市教育委員会事務局学校教育部支援教育課 課長	
14	窪島 義浩	藤沢市教育委員会教育部教育指導課 課長	
15	岡野 親	神奈川県教育委員会教育局 教育参事監 兼指導部長	
16	田所 健司	神奈川県教育委員会教育局インクルーシブ教育推進担当部長	

【平成 30 年度】◎会長 ○副会長

	氏名	所属、役職	区分
1	◎渡部 匡隆	横浜国立大学教職大学院 教授	学識経験者
2	○田村 順一	帝京大学教職大学院 教授	学識経験者
3	江川 文誠	社会福祉法人三篠会ソレイユ川崎 施設長	医療関係者
4	成田 裕子	特定非営利活動法人 フュージョンコム かながわ・県肢体不自由児協会 理事長	福祉関係者
5	上田 美明	神奈川県特別支援学校 肢体不自由教育校 PTA 連合会 会長	P T A 代表
6	阿部 みゆき	神奈川県特別支援学校 知的障害教育校 PTA 連合会 会長	P T A 代表
7	森 恵	神奈川県立藤沢養護学校 校長	県立学校長会議特別支援学校部会教育課題研究会
8	齋木 信也	神奈川県立鎌倉養護学校 校長	県立学校長会議特別支援学校部会教育課題研究会
9	吉川 亮	神奈川県立秦野総合高等学校 校長	県立学校長会議支援教育研究会
10	須山 次郎	横浜市教育委員会事務局指導部特別支援教育課 課長	
11	稲葉 武	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 担当課長	
12	細川 恵	相模原市教育委員会教育局学校教育部学校教育課 参事兼課長	
13	塚田 美保子	横須賀市教育委員会事務局学校教育部支援教育課 課長	
14	窪島 義浩	藤沢市教育委員会教育部教育指導課 課長	
15	折笠 初雄	神奈川県教育委員会教育局 教育監	
16	田口 雅己	神奈川県教育委員会教育局インクルーシブ教育推進担当部長	

### 資料3 会議開催期間

検討会は、平成30年8月27日から令和2年3月31日までの期間設置された。各検討会の開催日、場所は次のとおりである。

	開催日	場所	内容
第1回	平成30年 8月27日	神奈川県住宅供給公社ビル 5階神奈川県教育委員会 委員会会議室	設置要綱について 検討日程について 検討内容について その他
第2回	平成30年 12月17日	神奈川県住宅供給公社ビル 5階神奈川県教育委員会 委員会会議室	検討会の進め方 これまでの検討会の意 見の整理 特別支援教育の現状と 課題
第3回	平成31年 2月8日	神奈川県住宅供給公社ビル 5階神奈川県教育委員会 委員会会議室	中間まとめ(案)につい て
第4回	令和元年 5月30日	神奈川県住宅供給公社ビル 5階神奈川県教育委員会 委員会会議室	中間まとめを踏まえた 今後の検討の方向性に ついて
第5回	令和元年 9月20日	神奈川県住宅供給公社ビル 5階神奈川県教育委員会 委員会会議室	最終まとめにむけて
第6回	令和2年 1月30日	神奈川県立総合教育センタ ー善行庁舎南棟3階講義室	最終まとめの方向性に ついて
第7回	令和2年 3月26日	神奈川県総合医療会館	最終まとめ(案)につい て

27年度よ  
ができる  
の教  
開。

【高等学校】平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）3校を指定し、平成29年度から連携募集により生徒が入学。平成31年度に、新たに11校を指定し、平成32年度から特別募集により生徒が入学。  
平成29年度に通級指導導入校3校を指定し、平成30年度から開始。  
平成30年度に他校通級指導導入校を1校指定し、平成32年度から開始予定。

【特別支援学校】支援学校の児童・居住地の小・中学校学習を行えるよう「ライン」を改訂

センター的機能の充実

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職を配置し、小・中・高等学校への支援。

センターの配置

課題解決に向けた推進役として、関係機関との連絡・調整等を行う教育相談コーディネーターを指名。

推進

は、平成17年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入。小・中学校においては平成18年度から特別支援学級・通級による指導を受ける児童・生徒に対する支援が必要な児童・生徒に対して導入。

学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学の仕組みが改められたことを受け、就学先決定時のみならず、その後の一貫教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に変更。

校での医療的ケアを進める中で、看護師を増員。教員の「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修による医療的ケアの実施。県立特別支援学校の看護師を市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを開始。

整備

「計画」に基づく、新設校の整備。  
の対応として、秦野市立末広小学校の校舎の一部に、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部（末広校舎）を設置。  
に基づく児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実。  
と、県内5つのブロックの拠点となる特別支援学校7校に1名ずつ配置。

支援教育における課題

意見の概要

- 保護者等との合意形成  
継続的な就学相談の実施
- 早期からの児童・生徒、保護者への多様な学びの場と進路選択についての情報提供  
高等学校における障がいのある生徒への進路指導についての体制整備
- 【小・中学校】多様な学びの場の確保、個別教育計画等の活用  
【高等学校】個々の実態に応じた指導・支援の充実、校内支援体制の整備  
【共通】すべての子どもが分かる授業づくり
- 【小・中・高等学校】特別支援学校のセンター的機能の活用  
【特別支援学校】小・中・高等学校への支援の充実
- 子どもは地域の中で学び、育つことの再認識と仕組みづくり  
継続的な交流及び共同学習の実施とその実現のための指導体制の整備  
児童・生徒が相互理解を育むための計画・内容の実践
- 【小・中学校】特別支援学校と連携した医療的ケアの支援体制整備  
【特別支援学校】高度な医療的ケアへの支援体制整備  
地域において医療的ケアを推進するための教育、医療、福祉との連携
- 特別支援教育の推進に向けた県と政令市、市町村との役割の整理

4 今後の検討の方向

- インクルーシブ教育推進を踏まえた  
今後の特別支援教育の基本的な
- ・県と市町村、地域で各学びの場  
整備の方向性を共有  
・就学相談・指導の充実  
・交流及び共同学習の充実  
・切れ目ない支援体制の構築
- 特別支援学校の整備
- ・人口増加に伴う地域的課題  
・県と市町村が協力し合い、  
考慮した整備  
・老朽化対策と教育内容の充実  
施設・設備の充実  
・分教室のあり方に関する整備  
・小・中学校、高等学校等への
- 医療的ケアのあり方
- ・特別支援学校における医療的  
・小・中学校における医療的  
・医療的ケアの内容が高度な  
の支援体制の充実